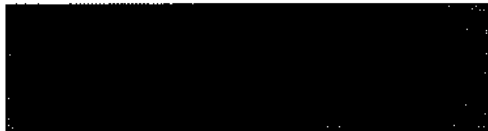



継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考												
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第27号 自衛官、防衛大学校等及び、陸上自衛隊高等工科学校生徒の対象者の保護者に募集事務として、住民基本台帳閲覧の中止を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 本件募集事務を行うに当たり、住民基本台帳に記載されている個人情報閲覧させないよう区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月4日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和元年6月19日</td> <td style="width: 50%;">令和元年10月8日</td> </tr> <tr> <td>令和元年12月4日</td> <td>令和2年3月9日</td> </tr> <tr> <td>令和2年6月16日</td> <td>令和2年10月14日</td> </tr> <tr> <td>令和2年12月7日</td> <td>令和3年3月11日</td> </tr> <tr> <td>令和3年6月15日</td> <td>令和3年10月6日</td> </tr> <tr> <td>令和3年12月1日</td> <td>令和4年3月9日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要 以下の説明がなされ、継続審査となっている。 住民基本台帳法第11条第1項により、国の機関として自衛隊地方協力本部は住民基本台帳の一部の写しを閲覧請求することができるものとされ、当該事務は、同条項の要件である「法令の定める事務の遂行のために必要であるもの」に該当し、この要件を満たしている限りは、閲覧は認められるものとされていることから、請求に応じている。</p>	令和元年6月19日	令和元年10月8日	令和元年12月4日	令和2年3月9日	令和2年6月16日	令和2年10月14日	令和2年12月7日	令和3年3月11日	令和3年6月15日	令和3年10月6日	令和3年12月1日	令和4年3月9日	
令和元年6月19日	令和元年10月8日													
令和元年12月4日	令和2年3月9日													
令和2年6月16日	令和2年10月14日													
令和2年12月7日	令和3年3月11日													
令和3年6月15日	令和3年10月6日													
令和3年12月1日	令和4年3月9日													

継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

環境清掃部 環境保全課

件名	委員会審査の経過	備考												
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 54 号の 1 受動喫煙防止強化・禁煙外来受診促進・路上喫煙注意促進に係る陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 区内の路上喫煙禁止、公園等の全面禁煙、歩きタバコ、自転車等乗車中の喫煙禁止を条例で定めること</p> <p>(2) 違反者へ罰金等の刑罰を科すこと</p> <p>(3) 取り締まり、指導は警察に委託すること</p> <p>(4) 公開敷地を禁煙にすること</p> <p>(6) 路上喫煙等を注意した者が暴行を受けた場合のために補償・見舞金制度を創設すること</p> <p>(7) 違反行為は、警視庁が迅速に対処すること</p> <p>(8) こどもの受動喫煙を防ぐため、公園、通学路等の半径 500 メートル程度の路上を禁煙とし、重点的な取締まりを行うこと</p> <p>(9) 煙が漏れない公衆喫煙所を整備すること</p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和元年10月 8日</td> <td>令和元年12月 4日</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 3月 9日</td> <td>令和 2年 6月16日</td> </tr> <tr> <td>令和 2年10月14日</td> <td>令和 2年12月 7日</td> </tr> <tr> <td>令和 2年12月 7日</td> <td>令和 3年 3月11日</td> </tr> <tr> <td>令和 3年 6月15日</td> <td>令和 3年10月 6日</td> </tr> <tr> <td>令和 3年12月 1日</td> <td>令和 4年 3月 9日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要</p> <p>(1) 区民の「自分たちのまちをきれいにする」意識に訴え、清掃活動等自発的な行動を支援して、地域のマナー向上につなげていく。</p> <p>(2) 違反者の罰則は、様々な法令で整備されているが、限界がある。違反者の意識を変えるため、地域の支援に力を入れていく。</p> <p>(3) 区で独自に歩行喫煙、ポイ捨て等防止のためのパトロールを実施している。</p> <p>(4) 私有地内の禁煙措置は、所有者又は管理者が判断するものである。</p> <p>(6) 傷害事件は法令により処罰及び被害者救済されるべきものである。</p> <p>(7) 違反行為は、110 番通報により警視庁が迅速に対処している。</p> <p>(8) 健康増進法における望まない受動喫煙対策の基本的考え方として、子ども等に特に配慮することとしている。他人に配慮した喫煙について、引き続き意識啓発を行っていく。</p>	令和元年10月 8日	令和元年12月 4日	令和 2年 3月 9日	令和 2年 6月16日	令和 2年10月14日	令和 2年12月 7日	令和 2年12月 7日	令和 3年 3月11日	令和 3年 6月15日	令和 3年10月 6日	令和 3年12月 1日	令和 4年 3月 9日	<p>◎参考 (厚生委員会付託分)</p> <p>1 陳情第 54 号の 2</p> <p>(5) 学校や職場、公務員向けの禁煙教育講座を実施すること。また、区民等への禁煙外来助成制度を創設し、喫煙者を減らし、健康増進に努めること</p>
令和元年10月 8日	令和元年12月 4日													
令和 2年 3月 9日	令和 2年 6月16日													
令和 2年10月14日	令和 2年12月 7日													
令和 2年12月 7日	令和 3年 3月11日													
令和 3年 6月15日	令和 3年10月 6日													
令和 3年12月 1日	令和 4年 3月 9日													

<p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>(9) 喫煙所の設置に反対する住民もあり、設置場所の確保も難しい。 そうした課題の解決の目途が立ち、地元町会等から要望がある場合 などに、区による設置、民間事業者による設置を検討していく。</p>	
---	---	--


継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

区民部 豊洲特別出張所、課税課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 58 号の 1 江東区の南北交通網の一刻も早い整備、暫定的な都営バスの運行本数大幅増加に係る陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>4 豊洲特別出張所の取り扱い業務のさらなる拡充をすること</p> <p>5 豊洲地区に税務署を設置すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 9 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過</p> <p>令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和 2年 3月 9日 令和 2年 6月16日 令和 2年10月14日 令和 2年12月 7日 令和 3年 3月11日 令和 3年 6月15日 令和 3年10月 6日 令和 3年12月 1日 令和 4年 3月 9日</p> <p>2 審査概要</p> <p>4 豊洲出張所は、平成 27 年 9 月 24 日の移転以前は、他の出張所と同様の業務を行っていたが、移転に伴い豊洲特別出張所となり、新たに戸籍の出生、婚姻、転籍、死亡届出及び、児童手当、子ども医療費助成、保育園の入園相談を行っており、既に一部業務を拡充している。更なる業務の拡充については、総合的に検討していくものと考えている。</p> <p>5 国の機関である税務署は、地域の管轄ごとに設置され、本区では、城東地域を管轄する江東東税務署と深川地域を管轄する江東西税務署の 2 署体制となっている。現状では新設の予定はないと聞いているが、既に税務署には、本件の要望を国税局に伝達するよう連絡済みである。</p>	<p>◎参考 (地下鉄 8 号線延伸・交通対策推進特別委員会付託分)</p> <p>1 陳情第 58 号の 2</p> <p>1 豊洲等臨海部と、区役所本庁舎や江東西税務署などがある深川地区とのアクセス性向上のため、地下鉄 8 号線の豊洲以北への延伸を速やかに実施するよう、関係機関に求めること。また、都や東京メトロ等とも強力な協議を頻繁に行うこと</p> <p>2 豊洲市場受け入れ条件の 1 つである地下鉄 8 号線延伸の不履行に対する当面の代替保障措置として、東京 2020 大会までに「豊洲一東陽町間」等を結ぶ都営バスを、地下鉄と同等に約 5 分間隔で運行させるよう、都に求めること</p> <p>3 東京メトロが地下鉄 8 号線延伸に積極的でない場合は、都の責任で都営地下鉄として整備、運行させるよう、都に求めること</p>


継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

地域振興部 青少年課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考										
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 68 号の 1 江東区内における不登校の こどもの居場所に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけ てください。</p> <p>(2) 毎週火曜日に青少年交流プラザで 開設している当事者のための居場所 を拡充し、対象年齢を広げ、小学生 から利用できるようにすること。ま た、開設日を拡充すること。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 11 月 19 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和元年12月 4日</td> <td>令和 2年 3月 9日</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 6月16日</td> <td>令和 2年10月14日</td> </tr> <tr> <td>令和 2年12月 7日</td> <td>令和 3年 3月11日</td> </tr> <tr> <td>令和 3年 6月15日</td> <td>令和 3年10月 6日</td> </tr> <tr> <td>令和 3年12月 1日</td> <td>令和 4年 3月 9日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(2) 青少年交流プラザで開設している当事者のための居場所は、就労 などを含めた青少年相談事業の一環であり、義務教育終了前は教育 委員会、義務教育終了後は青少年相談と、相談窓口の一元化の観点 や青少年相談事業の主旨から、原則として、対象年齢を小学生まで 広げることは考えていないが、ブリッジスクールや教育相談等との 連携を維持しつつ、青少年相談事業の居場所がほっとできるという 小・中学生についても受け入れるなど、当事者の気持ちに寄り添っ た柔軟な対応を行っていく。また、開設日は、令和 2年度より、週 1日から週 2日へ増やしており、今後も利用状況に応じて拡充を検 討していく。</p>	令和元年12月 4日	令和 2年 3月 9日	令和 2年 6月16日	令和 2年10月14日	令和 2年12月 7日	令和 3年 3月11日	令和 3年 6月15日	令和 3年10月 6日	令和 3年12月 1日	令和 4年 3月 9日	<p>◎参考 (文教委員会付託分)</p> <p>1 陳情第 68 号の 2 (1) 区内に不登校のこどもが安心して 過ごせる居場所を開設すること</p>
令和元年12月 4日	令和 2年 3月 9日											
令和 2年 6月16日	令和 2年10月14日											
令和 2年12月 7日	令和 3年 3月11日											
令和 3年 6月15日	令和 3年10月 6日											
令和 3年12月 1日	令和 4年 3月 9日											

継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

環境清掃部 環境保全課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第 20 号 羽田新ルートに関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨 1 を国に、趣旨 2 及び 3 を区に働きかけてください。</p> <p>(1) 新ルートの運用を当面延期し、従来の海上ルートに戻すこと</p> <p>(2) 新ルートを容認した責任があるため、区民に対し、区独自の説明会を開くこと</p> <p>(3) 騒音影響が大きい東砂などの荒川沿岸地域に、騒音測定局を設置すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 2 年 5 月 26 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過</p> <p>令和 2 年 6 月 16 日 令和 2 年 10 月 14 日 令和 2 年 12 月 7 日 令和 3 年 3 月 11 日 令和 3 年 6 月 15 日 令和 3 年 10 月 6 日 令和 3 年 12 月 1 日 令和 4 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要</p> <p>(1) 従来のルートに戻す働きかけは考えていない。</p> <p>(2) 区独自の説明会を開催する考えはないが、今後も国に対して、区民への丁寧な情報提供について、引き続き要望していく。</p> <p>(3) 既に国が測定局を設置し、騒音測定を続けている。国のホームページにも公表される予定であるため、区による測定局の設置は考えていない。</p>	


継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

区民部 課税課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第28号 不況対策として消費税の一時的減税を求める意見書を国に提出することに関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 不況対策として消費税の一時的減税を求める意見書を、国に提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年6月2日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和 2年 6月16日 令和 2年10月14日 令和 2年12月 7日 令和 3年 3月11日 令和 3年 6月15日 令和 3年10月 6日 令和 3年12月 1日 令和 4年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 消費税などの税制度は、毎年、国会審議を経て税制改正が行われ、法令に基づき適用されるものと認識している。本区としては、今後の国会審議等を注視していく。</p>	

糸糸糸糸審査中の言青原頁・陳情について (区民環境委員会)

環境清掃部 清掃事務所

件 名	委員会審査の経過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第40号の1 新型コロナウイルス感染拡大防止のための情報公開とPCR検査の実施に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について区に働きかけてください。 (3) 清掃業務に従事する職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月1日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 令和2年10月14日 令和2年12月7日 令和3年3月11日 令和3年6月15日 令和3年10月6日 令和3年12月1日 令和4年3月9日</p> <p>2 審査概要 (3) 待機場所の分散による3密回避や余剰ワクチンを活用した接種促進などを含む感染予防対策を徹底することにより、清掃業務を継続し、区民生活を支えていく。</p>	<p>◎参考 (厚生委員会付託分) 2 陳情第40号の2 (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況について、より詳細な情報を区民に公開すること (2) 保育園、障害者施設で働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p> <p>◎参考 (文教委員会付託分) 2 陳情第40号の3 (4) 幼稚園、小中学校、江東きつつクラブで働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p> <p>◎参考 (医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分) 2 陳情第40号の4 (5) 介護事業者で働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること (6) 特別養護老人ホーム等への入所予定者に対し、PCR検査を実施すること</p>

継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

環境清掃部 環境保全課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第2号の1 貴議会の喫煙専用室の廃止、屋外の指定喫煙所の閉鎖・廃止、及び禁煙治療費の3分の2助成の予算化に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について対応してください。 (2) 区内の屋外指定の喫煙所を閉鎖・廃止するよう、区に働きかけること。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年1月20日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和3年3月11日 令和3年6月15日 令和3年10月6日 令和3年12月1日 令和4年3月9日</p> <p>2 審査概要 (2) 現在区が設置している喫煙場所は3か所であるが、密集した状態での喫煙を行わない様周知している。 歩行喫煙防止に一定の役割を果たしており、利用状況を留意していく。</p>	<p>◎参考 (厚生委員会付託分) 3 陳情第2号の2 (3) 区民に対する禁煙治療費の3分の2の助成を予算化するよう区に働きかけること</p> <p>◎参考 (議会運営委員会付託分) 3 陳情第2号の3 (1) 議会棟の喫煙専用室を廃止すること</p>


継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

環境清掃部 環境保全課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第 16 号 分煙環境整備に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 望まない受動喫煙防止を推進するため、下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 公共喫煙場所の増設、維持を積極的かつ継続的に進めること (2) 民間事業者に対する公共喫煙場所の設置費の助成を予算化すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 3 年 3 月 19 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和 3 年 6 月 15 日 令和 3 年 10 月 6 日 令和 3 年 12 月 1 日 令和 4 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 (1) 江東区たばこに関する基本方針において、喫煙場所の設置の条件は、「ポイ捨てや歩きたばこ等、喫煙の違反行為が多く、喫煙場所の設置により、違反行為の顕著な改善が見込まれ、地元町会、自治会から具体的な設置場所も含めた要望がある場合に区が設置を検討する」としている。 (2) 民間事業者が設置するのは自主的な判断によるものと考えており、現時点では助成については考えてはいない。</p>	<p></p>

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 環境保全課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第 19 号 公衆喫煙所の設置に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 たばこを吸わない人のためにも、積極的に公衆喫煙所を設置するよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 3 年 5 月 17 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 令和 3 年 6 月 15 日 令和 3 年 10 月 6 日 令和 3 年 12 月 1 日 令和 4 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 江東区たばこに関する基本方針において、喫煙場所の設置の条件は、「ポイ捨てや歩きたばこ等、喫煙の違反行為が多く、喫煙場所の設置により、違反行為の顕著な改善が見込まれ、地元町会、自治会から具体的な設置場所も含めた要望がある場合に区が設置を検討する」としている。 喫煙者に対する区の考えは、喫煙の際は他人に迷惑をかけないよう配慮し、喫煙場所は自分の責任で探していただくということである。</p>	


継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

環境清掃部 温暖化対策課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第26号 「脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高めるエネルギー基本計画の改定を行うよう求める意見書」の提出を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 次期のエネルギー基本計画改定に際して、下記の事項について、政府および関係機関に働きかけてください。 (1) 2030年の再生可能エネルギー電力目標を60%以上、2050年は100%とする。 (2) 巨大なリスクを抱える原子力発電は廃止し、石炭火力発電は段階的に2030年までに廃止する。 (3) 脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急に進める。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年6月1日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名</p>	<p>1 審査経過 令和3年6月15日 令和3年10月6日 令和3年12月1日 令和4年3月9日</p> <p>2 審査概要 次期エネルギー基本計画は既に改定済で、第6次エネルギー基本計画として、令和3年10月22日に閣議決定されている。</p>	

--	--	--

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第 31 号の 2 江東区の公共施設の使用料を、値上げを据え置いている現行料金のまま、6 区分化を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 文化センター、江東公会堂等の区民文化系施設の使用料について、値上げを据え置いている現行の料金のまま、時間の区分枠を 3 区分から 6 区分に増やすこと</p> <p>(2) スポーツセンター、屋外体育施設等のスポーツ系施設の使用料について、値上げを据え置いている現行の料金のまま、時間の区分枠を 3 区分から 6 区分に増やすこと</p> <p>(3) 消費者センター、産業会館、商工情報センターの使用料について、値上げを据え置いている現行の料金のまま、時間の区分枠を 3 区分から 6 区分に増やすこと</p>	<p>1 審査経過 令和 3年 6月15日 令和 3年10月 6日 令和 3年12月 1日 令和 4年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 各施設の使用料については、令和 2年 10月 1日より使用料等を引き上げることとし、令和 2年第 1 回区議会定例会の各所管委員会において、引上げに必要な条例の改正が可決されたところである。 その後、新型コロナウイルス感染症の影響による様々な制約や利用者の負担を勘案し、特例的措置により令和 4年 9月 30日までの利用分について改定前料金への据置き対応を行っているところである。 また、利用時間の区分枠を 6 区分に細分化することについては、利用実態や施設管理上の課題等を踏まえて慎重な検討が必要である。</p>	<p>◎参考 (企画総務委員会付託分) 3 陳情第 31 号の 1 (5) 男女共同参画推進センターの使用料について、値上げを据え置いている現行の料金のまま、時間の区分枠を 3 区分から 6 区分に増やすこと</p> <p>◎参考 (厚生委員会付託分) 3 陳情第 31 号の 3 (6) 児童館の集会室使用料について、値上げを据え置いている現行の料金のまま、時間の区分枠を 3 区分から 6 区分に増やすこと</p> <p>◎参考 (医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分) 3 陳情第 31 号の 4 (4) 福祉会館の集会室使用料について、値上げを据え置いている現行の料金のまま、時間の区分枠を 3 区分から 6 区分に増やすこと</p>

<p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 3年 6月 1日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名</p> 		
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

環境清掃部 温暖化対策課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第 52 号 2030 年における江東区のCO₂削減目標の早期達成とさらなる削減に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 「江東区環境基本計画（後期）における 2030 年のCO₂排出量削減目標の早期達成とさらなる削減を実行してください」</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 3 年 9 月 7 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和 3 年 10 月 6 日 令和 3 年 12 月 1 日 令和 4 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 二酸化炭素の削減については、既に本区の環境審議会より、現行の目標値（37.6%）のできるだけ高い引き上げと、省エネやリサイクルなどによる、更なる推進との答申を得ており、次期環境基本計画の中で検討していく。また、環境審議会からの答申を踏まえ、脱炭素に向けた取り組みである、事業者の省エネ対策の推進、家庭の省エネ化の促進、5Rの推進などを着実に進めていく。</p>	


継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

地域振興部 地域振興課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第 55 号の 1 学校・幼稚園や保育園などの区の施設の水道の蛇口を自動・非接触型に交換することを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 文化センター、区民館などの文化交流施設の水道の蛇口を自動・非接触型に交換すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 3 年 9 月 7 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和 3 年 10 月 6 日 令和 3 年 12 月 1 日 令和 4 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 各施設の設置状況については、自動・非接触型と接触型が混在している状況にある。 自動・非接触型の蛇口の設置は、新型コロナウイルス感染症予防をはじめ、施設利用者の衛生環境の向上につながると考えていることから、今後の設置計画・実施については、財政負担を考慮し、各所管において、施設の特性などを踏まえて検討していく必要がある。</p>	<p>◎参考 (厚生委員会付託分) 3 陳情第 55 号の 2 (2) 保育園などの保育施設の水道の蛇口を自動・非接触型に交換すること</p> <p>◎参考 (文教委員会付託分) 3 陳情第 55 号の 3 (3) 学校・幼稚園などの教育施設の水道の蛇口を自動・非接触型に交換すること</p>

継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

環境清掃部 環境保全課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第 60 号 園児を受動喫煙による健康被害から 守るための陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 あい保育園豊洲に面する晴海通り上 の喫煙場所について、当該喫煙場所に 灰皿を提供している個人宅、道路管理 者である東京都並びに近隣オフィスビ ルの入居者や管理会社に対し、路上喫 煙による受動喫煙を発生させないよ う、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 3 年 9 月 28 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 令和 3 年 12 月 1 日 令和 4 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 灰皿の設置者に対しては、区並びに関係機関が、非喫煙者への配 慮・安全対策をお願いしている。ポイ捨て等については、道路管理者・ 近隣オフィスには、掲示物を掲出いただくなどの対策を行っているところ である。今後も定期的に当該地を確認するとともに、たばこを吸わな い方の目線で喫煙問題に取り組んでいく。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

区民部 課税課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 4 請願第1号 消費税の一時的減税を求める 意見書を国に提出すること に関する請願</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 消費税の一時的減税を求める 意見書を国に提出してくだ さい。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和4年1月4日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和4年3月9日</p> <p>2 審査概要 消費税などの税制度は、毎年、国会審議を経て税制改正が行われ、 法令に基づき適用されるものと認識している。本区としては、今後 の国会審議等を注視していく。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

環境清掃部 環境保全課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 4 陳情第2号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 行政の責務として、公共喫煙場所の増設、維持または改善を積極的に進めること (2) 公共喫煙場所の整備に際して、地方たばこ税の一部を活用して喫煙所を設置すること (3) 公共喫煙場所整備のための助成制度を創設すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和4年1月27日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和4年3月9日</p> <p>2 審査概要 (1) 公共喫煙所の設置について、江東区たばこに関する基本方針では、喫煙の違反行為が多く、喫煙場所の設置により違反行為の顕著な改善が見込まれ、地元町会・自治会等から要望がある場合に区が設置を検討することとしている。現在、区が設置している公共喫煙所については一定の効果を上げていると考えている。 (2) 地方たばこ税については、普通税であるため、用途が特定されていないが、本件も含め適正に活用されているものと認識している。 (3) 民間事業者が喫煙所を設置することは自主的な判断によるものと考えており、現時点では助成については考えていない。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

地域振興部 経済課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 4 陳情第3号 商店街街路灯ランプ交換に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 街路灯ランプの交換にかかる補助金制度を創設するよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和4年 2月 3日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和4年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 街路灯をLEDランプに交換する際には、環境に対する課題解決に資するCO₂削減の観点から、東京都と連携し手厚い補助をしているところ、既存LEDランプの交換については、商店街のランニングコストにかかる部分であり現状では補助対象としていない。 東京都の今後の支援の動向ほか、ゼロカーボンへの取組の観点なども加味し、総合的に検討、判断する必要がある。</p>	